

○大町市入札契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応要領

令和8年3月25日

訓令第5号

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等に係る入札及び契約事務に関し、職員が公正な職務執行を損なうおそれのある不当な情報提供の要求又は働きかけ（以下「不当な情報提供等の要求」という。）への対応について必要事項を定め、入札及び契約事務の公平性及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 建設工事並びに当該建設工事に係る設計、調査及び測量の委託等、物品等の買入れ及び借入れ、役務の提供その他の行為をいう。

(2) 発注事務 市が発注する建設工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札（見積合せを含む。以下同じ。）及び契約の方法の選択、入札に参加する者の選定、契約の相手方の決定、監督及び検査、履行状況の確認その他の事務をいう。

(3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。

(4) 事業者 市長が発注する建設工事等における入札及び契約に参加しようとする法人、共同企業体、組合その他の団体及び個人（役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準ずる者を含む。）又はそれらの者と経済的な協力関係にあるものをいう。

(5) 不当な情報提供等の要求 入札及び契約に係る次の情報のうち、非公表又は公表前の情報提供を職員に対して要求する行為、職員に対する入札の公正を害する行為、又は公正な発注事務の確保に関して不適当な行為を行うことを働きかけることをいう。ただし、入札公告等の定めに基づき、設計数量、製品の種類、現場条件等に関する疑義、公表された積算資料等については、この限りでない。

ア一般競争入札の入札参加申込者を特定できる情報又は入札参加申込者

イ指名競争入札の指名業者を特定できる情報又は指名業者の数

ウ予定価格、最低制限価格、失格基準価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、総合評価落札方式に係る技術評価点又は設計金額（これらを推測できる金額、割合等を含む。）に関する情報（あらかじめ公表しているものを除く。）

エ特定の事業者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある要求

オその他入札又は契約に関し公表していない情報

(職員の責務)

第3条 職員は、不当な情報提供等の要求又はその疑いのある要求及び前条に掲げる情報内容が類推できる内容については、応じてはならない。

2 職員は、前項に規定する要求及び内容に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、発注事務に関し知ることのできた秘密（以下「秘密情報」という。）を保持しなければならないが、当該発注事務に係る秘密情報を知り得る立場にある職員以外の者に対し、これらの秘密情報について教示若しくは示唆をし、又は発注事務以外の目的のために利用してはならない。

4 職員は、秘密情報を庁舎外に持ち出し、又は送付すること（電磁的方法によるものを含む。）等をしてはならない。

（事業者との応接方法等）

第4条 職員は、発注事務の執行上必要な事業者との応接に当たり、市民の疑惑や不信を招くことを防ぎ、秘密情報の漏えい防止を図るため、次の事項に留意するものとする。

（1）事業者との対応は、公平かつ適正に行うこと。

（2）事業者との応接は、原則として開かれた場所で複数の職員により行うこと。

（3）職員は、発注案件の落札者が決定するまで、その予定価格が漏えいしないよう細心の注意をもって管理すること。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、執務室への出入りが制限されている旨を表示すること及びその旨を事業者に周知すること、その他の必要な措置を講ずるものとする。

（委員会の設置）

第5条 不当な情報提供等の要求があった場合における対応について審議するため、大町市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に報告するものとする。

（1）不当な情報提供等の要求に該当するかの審議に関すること。

（2）大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成7年告示第39号。以下「指名停止要領」という。）の規定に基づく指名停止（不当な情報提供等の要求に該当すると認められた場合に限る。）に関すること。

（3）前各号の掲げるもののほか、入札及び契約事務の適正を期すために必要な事項に関すること。

（組織）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、民生部長、地域振興部長、建設水道部長、教育次長をもって充てる。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、不当な情報提供等の要求対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に記載の事業者に出席を求め、その説明を聴取することができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

（不当な情報提供等の要求に対する対応）

第9条 職員は、事業者から不当な情報提供等の要求又はその疑いのある要求を受け

たときは、速やかにその内容を記録票に記録し、その時点で、その行為者に対して、当該要求に応じられないこと、及びその記録票を公開する可能性があることを告知するよう努めるとともに、直ちにその職員が所属する課等の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

- 2 職員は、前項の記録票について、当該事業者から内容の確認を求められたときは、所属長と協議の上、当該行為者にその内容を提示するものとする。
- 3 職員は、前項の規定による提示の結果、記録票の訂正を求められた場合においては、当初の記録内容が錯誤又は事実誤認によるものであると認められるときは、所属長と協議の上、記録内容を訂正して、再度当該行為者に提示するものとする。
- 4 所属長は、職員から第1項の規定による報告を受けたときは、同項の記録票により所属部長及び企画財政課長に報告しなければならない。
- 5 企画財政課長は、前項の規定により報告を受けたときは、市長及び委員会に報告するものとする。
- 6 委員会の審議結果は、市長に報告するものとし、不当な情報提供等の要求に該当すると認定されたときは、指名停止要領の規定に基づき、指名停止を行うものとする。
- 7 委員会における審議の結果、不当な情報提供等の要求に該当しないと認められた場合にあっても、市長は事業者に対し、必要に応じて、再発防止に向けた注意を促すことができるものとする。

（公表）

第10条 市長は、不当な情報提供等の要求に該当すると認められた場合には、その内容を随時公表するものとする。

（記録票の保管等）

第11条 所属長は、記録票を大町市文書取扱規程（令和4年訓令第6号）に基づき、適正に保管、保存しなければならない。

- 2 記録票の保存期間は、5年とする。
- 3 記録票は、大町市情報公開条例（平成15年条例第2号）に規定する公文書として公開請求の対象となり、同条例の規定により公開又は非公開の決定を行うものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

不当な情報提供等の要求対応記録票

記載日 年 月 日  
 記録者（所属）  
 （氏名）

要求を受けた日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
要求の方法・場所	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他（ ） （場所： ）
相手方の情報	事業所名： 事業所住所： 所属・役職名： 氏 名： 電話番号：
対応職員 （記録者と異なる場合）	所属： 氏名：
要求の内容	
対応等	
処理経過	
備考	

別記様式（第7条関係）